

## 今後の青森県新型インフルエンザ対策医療協議会の進め方について

## 1. 現状と課題

- 平成 24 年に新型インフルエンザ等特別措置法（以下「特措法」という。）が公布され、平成 25 年 4 月 13 日に施行されたところ。また、新型インフルエンザ等対策政府行動計画も 5～6 月に策定される見込みである。
- 特措法では、県・市町村に対して①行動計画の策定、②新型インフルエンザ等発生時や緊急事態時での対策本部の設置、③必要な医薬品その他の物資及び資材の備蓄等を義務付けたほか、県に対して④指定地方公共機関の指定、⑤新型インフルエンザ等発生時での優先的な接種を受ける登録事業者を選定し厚生労働省に登録する事務が課せられる。
- そのため、今後、県の行動計画の新たな策定、行動マニュアル等の改正のほか必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄・整備等、指定地方公共機関の指定、登録事業者の登録の事務を実施していく必要がある。

## 2. 医療協議会の進め方

新型インフルエンザ等対策において、特措法に基づく対応として、次の（１）について継続した検討・協議をお願いするとともに、（２）～（４）についても検討・協議をお願いしたい。

## （１） 県域の医療提供体制の基本方針及び地域の医療提供体制の確保

特措法によってもこれまでの医療提供体制の基本的な方向性に変更はないが、緊急事態時に法的に設置できることとなった「臨時の医療施設」の設置方針等を含め今後も継続して医療提供体制の整備について検討・協議する。

## （２） 都道府県行動計画・行動マニュアルの検討・協議

① 特措法に基づく都道府県行動計画の作成にあたり、同計画での骨子や計画案について検討・協議する。

② また、都道府県行動計画に基づく行動マニュアル（仮）についても、同マニュアルの骨子の段階を含めて検討・協議する。

## （３） 指定地方公共機関・登録事業者の候補法人等に関する検討・協議

特措法に基づく指定地方公共機関・登録事業者の候補となる法人等について、県においてその選定作業に入る際には、検討・協議する。

## （４） 特定接種・住民への予防接種体制の基本方針等に関する検討・協議

特措法に基づく特定接種（登録事業者、地方公務員への接種）や住民への予防接種体制の基本方針等（集団的接種、接種施設等の方針など）について検討・協議する。